平成２２年（フ）第１２９３号
札幌市白石区北郷７条３丁目４番７号　ルミエールＫ－Ｂ－202号
債務者　五十嵐伸治
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０９号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―402号
債務者　渡邉　由紀（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２７号
札幌市東区北47条東２丁目１番８号　メゾン47―101号
債務者　亀山　陽平
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６６号
札幌市東区北35条東12丁目２番５号　１階
債務者　吉田　幸一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６７号
札幌市東区北35条東12丁目２番５号　１階
債務者　吉田香代子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８５号
札幌市中央区南15条西９丁目２番３―302号
債務者　田村知恵子（旧姓引地・今川）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９３号
札幌市南区澄川４条２丁目11番39―502号
債務者　藤本トシ子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１４号
札幌市東区北20条東７丁目２番37―202号
債務者　吉岡　達治
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８９号
北海道江別市野幌東町55番地の６　ファーストステージ202
債務者　田中　　惠（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１９号
札幌市南区澄川５条３丁目３番66号　ＢＣＢリヨン205号
債務者　石村　　理
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１号
北海道白老郡白老町高砂町１丁目３番41号、前住所札幌市白石区東札幌３条３丁目５番１―202号
債務者　上村由美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
北海道登別市美園町２丁目21番６号　レジデンス美園102号
債務者　吉村　英樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
盛岡市仙北３丁目13番６号
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３１１号
岩手県花巻市太田第65地割２番地
債務者　安藤　亜紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６６号
埼玉県所沢市上新井３丁目65番地の５　ユート小手指105
債務者　生出　里香
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８１号
埼玉県川越市月吉町９番地７　月吉町北団地Ｋ１号棟215号室
債務者　七戸恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８９号
愛知県稲沢市駅前４丁目11番35―311号
債務者　田北　文恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部